

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	原 町 区 金 沢 (2) 地 区	南相馬市

図面記号									
D-12									
	当事者の別	氏 名	捺印		住 所				
1 当事者の住所等	譲受人	南相馬市長 桜井勝延	印		南相馬市原町区本町二丁目27番地				
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者 の氏名 又は名 称	農振法	都 市 計画法
			別紙のとおり						
	計	4,041.01㎡ (田 1,276.00㎡ , 畑 2,765.01㎡)							
3 権利を設定し又 は移転しようと する契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期		権 利 の 存続期間		その他		
	所有権	移 転	復興整備計画 公表後		永 久				
4 転用すること によって生ずる 付近の農地作物 等の被害の防除 施設の概要	<p>当該地区は隣接市道を挟んだ西側に農地があるものの高低差があるため日照上の影響はありません。東および南の隣地に対しては種子吹付等の緑化対策を行い、土砂等の流出被害が発生しないように対処いたします。</p> <p>施工地域の給水は、南相馬市の上水道から行い、排水は各戸が合併処理浄化槽を設置して処理いたします。</p> <p>計画している団地は、低層住宅を建設予定であることから、農作物への日照についての影響はない計画とします。</p> <p>農業委員会と調整済 (H25.10) です。※土地改良区所管外であることを確認済です。</p>								

(別紙) 2 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都 市 計画法
南相馬市原町区金沢字追合	60番	畑	畑	128.00	-	-	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区金沢字追合	61番1	田	田	1,220.00	-	-	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区金沢字追合	77番の一部	畑	畑	298.16	-	-	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区金沢字追合	82番1の一部	畑	畑	2,338.85	-	-	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区金沢字追合	85番1	田	田	56.00	-	-	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
5筆	4,041.01㎡	(田		1,276.00 ㎡	畑	2,765.01 ㎡)		

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	原 町 区 北原 地区	南相馬市

図面記号									
D-17									
	当事者の別	氏 名	捺印		住 所				
1 当事者の住所等	譲受人	南相馬市長 桜井勝延	印		南相馬市原町区本町二丁目27番地				
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者 の氏名 又は名 称	農振法	都 市 計画法
			別紙のとおり						
	計	17,266.00㎡ (田 17,266.00㎡ , 畑 — ㎡)							
3 権利を設定し又 は移転しようと する契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期		権 利 の 存続期間	その他			
	所有権	移 転	復興整備計画 公表後		永 久				
4 転用すること によって生ずる 付近の農地作物 等の被害の防除 施設の概要	<p>本団地隣接の農地は主に北側に位置しておりますが、水路及びL型擁壁のコンクリート2次製品を活用することで土砂等の流出被害が発生しないよう適切な造成を行います。</p> <p>施工地域の給水は、南相馬市の上水道から行い、排水は各戸が合併処理浄化槽を整備し、処理後に排水路へ放流します。また、雨水対策として流量計算に従って適切な規模の調整池を設けます。</p> <p>計画している団地は、低層住宅を建設予定であることから、農作物への日照についての影響はない計画とします。</p> <p>南相馬土地改良区とは調整済 (H25.10) です。</p>								

(別紙) 2 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都 市 計画法
南相馬市原町区北原字境堀	262番	田	田	2,868.00	-	-	農振地域内 農用地域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区北原字境堀	263番	田	田	2,972.00	-	-	農振地域内 農用地域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区北原字境堀	264番	田	田	2,984.00	-	-	農振地域内 農用地域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区北原字境堀	265番	田	田	3,993.00	-	-	農振地域内 農用地域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区北原字本屋敷	184番	田	田	2,025.00	-	-	農振地域内 農用地域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区北原字本屋敷	185番	田	田	2,424.00	-	-	農振地域内 農用地域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
6筆	17,266.00㎡	(田	17,266.00	㎡	畑	0.00	㎡)	

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	原 町 区 本陣前地区	南相馬市

図面記号									
D-22									
	当事者の別	氏 名	捺印		住 所				
1 当事者の住所等	譲受人	南相馬市長 桜井勝延	印		南相馬市原町区本町二丁目27番地				
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者 の氏名 又は名 称	農振法	都 市 計画法
			別紙のとおり						
	計			8,498.10㎡ (田 ー ㎡ , 畑 8,498.10㎡)					
3 権利を設定し又 は移転しようと する契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期		権 利 の 存続期間		その他		
	所有権	移 転	復興整備計画 公表後		永 久				
4 転用すること によって生ずる 付近の農地作物 等の被害の防除 施設の概要	<p>本団地隣接の農地は主に西側に位置しておりますが、団地との高低差は小さいので小型の土留めコンクリート2次製品を活用することで土砂等の流出被害が発生しないよう適切な造成を行います。</p> <p>施工地域の給水は、南相馬市の上水道から行い、排水は各戸が公共下水道に接続するものとしします。</p> <p>計画している団地は、低層住宅を建設予定であることから、農作物への日照についての影響はない計画とします。</p> <p>農業委員会とは調整済 (H25.10) です。※土地改良区所管外であることを確認済です。</p>								

(別紙) 2 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都 市 計画法
南相馬市原町区本陣前三丁目	309番の一部	畑	畑	4,461.56	-	-	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区本陣前三丁目	311番1の一部	畑	畑	4,036.54	-	-	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画 区域の用途地域外
2筆	8,498.10㎡	(田	0.00	㎡	畑	8,498.10	㎡)	